

総務産業委員会報告書

平成28年1月7日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成28年1月7日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 財務管理についての調査研究 ① 旧アルファビゼンに係る債権について	継続調査	—
2 公有財産についての調査研究 ① 市庁舎問題について	継続調査	—

<報告事項>

- 過疎地域自立促進計画について（企画課）
- 空き家対策について（まち整備課・まち創生課）
- 住宅リフォーム助成地域振興券交付事業について（まち営業課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
閉会中の継続調査事件について	17
財務管理について	17
公有財産について	18
閉会	25

総務産業委員会記録

招集日時	平成28年1月7日（木）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午前11時38分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	田原隆雄	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷　繁		西上徳一
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	総合政策部長	藤原一徳	まちづくり部長	高橋昌弘
	企画課長	佐藤行弘	人口減対策監 兼まち創生課長	中島和久
	契約管財課長	尾野田瑞穂	まち営業課長	梶藤　勲
			まち整備課長	平田惣己治
傍聴者	議員	守井秀龍	立川　茂	山本　成
		森本洋子	星野和也	
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○田原委員長 おはようございます。

また、改めて明けましておめでとうございます。

新年早々の委員会となりましたが、過疎地域自立促進計画のパブリックコメントを市民に求めるという時期になっており、その前段で議員の皆さん方に報告しておきたいという要請があり、急遽こういうことになりました。

出席者は7名全員です。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

***** 報告事項 *****

まず、報告事項から入りたいと思います。

○佐藤企画課長 お手元にお配りしている過疎地域自立促進計画について御報告します。

この過疎地域自立促進計画は、平成27年度で現在の計画が終了することに伴い、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間として策定するものです。

計画については、9つの大きな章から成っています。

まず、1ページ、第1章では、基本的な事項として、備前市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間について記載しています。これらは1から10ページまでにかけて記載しています。基本方針は、備前市総合計画及び先般策定された備前市まち・ひと・しごと総合戦略を踏まえたものとしています。

以下、第2章以降については、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備等、国の示す区分に従い、それぞれの分野での具体的な取り組みについて記載しています。各章は、細分化された項目について、現況と問題点とその対策を記載しており、各章の最後に事業計画を掲載しています。

なお、この事業計画は、計画期間中に行財政上の特別措置、過疎債や特別交付税を受ける可能性のある事業について提示をしています。

それでは、第1章については先ほどお話ししたとおりです。第2章以降について御説明します。

第2章産業の振興では、農林業や水産業などについて記載しています。

11ページの農林業では、高齢化、担い手不足、鳥獣被害の拡大とそれに伴う耕作放棄地の増加が問題となっており、その対策として、意欲ある農業者への農地の集積の推進、既存の加工品の製造や新たな加工品の開発による6次産業化支援、地域ぐるみによる農作物被害防止施設の設置や有害鳥獣駆除の実施による鳥獣被害対策の推進、森林資源を産物として利用する事業への取り組みなどについて掲げています。

12ページの水産業では、水産資源の減少、漁業従事者の高齢化など、水産業を取り巻く環境は決して楽観できる状況ではなく、今後とも水産物の産地として発展していくためには、基盤整備や後継者対策を継続するとともに、里海づくりによる豊かな海の再生に取り組んでいく必要が

あるとしており、その対策としてアマモ場や干潟の再生を推進するとともに、効果的な稚魚の放流と適切な資源管理を推進することで豊かな生態系を持つ里海づくりを目指すこと、それから水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ること、観光漁業の拠点である五味の市や真魚市など地域資源の核として楽しむ、食べる、泊まるという里海環境を新しい観光の魅力として発信することを掲げています。

次に、第3章は、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、道路や公共交通等について記載しています。

20ページの道路では、整備が連続していないミッシングリンクの解消を国や県に促し、国道、県道の整備促進を図ることや、事故や渋滞の解消及び地域間交流や観光を促進すること、産業振興など道路機能の効果促進と活用のため道の駅の設置を検討すること等について記載しています。

24ページの公共交通では、バス利用の実態とニーズを的確に把握しながら、効率的で使いやすいバス運行となるよう路線の再編を進め路線の確保、維持につなげていくこと、架橋完成後の定期航路について、交通需要にあわせて航路運航の確保に努めること、バス路線等の公共交通がなく自分で自家用車の運転のできない高齢者等の交通弱者に対してタクシーチケットの交付などのまちづくり施策とあわせて対策を検討していくこと等としています。

次に、第4章生活環境の整備では、ごみ処理施設や防災、交通安全等について記載しています。

28ページでは、ごみ処理施設の整備とごみの減量化、資源化に対するさらなる取り組みが急務であるとしています。その対策として、分別の徹底や生ごみの減量化、リサイクルの推進、施設の適正運営と計画的な更新、最終処分場の適正閉鎖の検討を記載しています。

31ページの防災、交通安全等では、市民一人一人の危機管理意識を醸成することで災害に対する地域力向上に努めていくことや、警察を初めとする関係機関と連携することで地域ぐるみの防犯活動に高めていく必要があるとしています。そして、その対策として、消防施設等の整備充実、災害対策本部等の拠点施設の耐震化、消防体制の整備と充実、地域防災力の向上、防犯体制の強化と安全・安心対策を記載しています。

次に、第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、高齢者福祉、児童福祉等について記載しています。

35ページの高齢者福祉では、高齢化率が3分の1を超え、高齢者を取り巻く環境が大きく変化している中で、生きがい対策を初め、介護予防や介護度の進行を抑える仕組みを重点的に展開していくとしています。その対策として、総合的な健康づくり、介護予防の推進、自立を支える福祉サービスの充実、安心して暮らせるまちづくり、介護保険サービスの充実と円滑な運営等を上げています。

36ページの児童福祉では、少子化や核家族化が進み地域のつながりも希薄化する中で、家庭だけではなく地域で子供を守り育てていく環境づくりが求められており、その対策として、より

質の高い幼児期の教育、保育を総合的に提供するため、幼保一体型施設の設置を推進し、より細やかな指導体制を拡充するとともに、園児の施設環境整備に努めていくことや、保護者の就労形態の多様化に対応するため特別保育など多様な保育サービスの充実に取り組むこと、子育て世代の経済的な負担を軽くし子育てしやすい環境の充実、定住促進を図るため低年齢児までの保育料無料化を推進することなどを掲げています。

次に、40ページ、第6章医療の確保では、病院について、救急医療体制や医療スタッフの充実、安定した病院経営や地域医療連携の推進を記載しております。

次に、41ページ、第7章教育の振興では、学校教育や体育施設等について記載しています。

41ページの学校教育では、教育に関する大綱や教育ロードマップによる計画的な施策実施を目指しており、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成への取り組みとして、教育機器のICT化による授業づくりに取り組むとともに、フューチャースクールの実現に向けてさらなる環境整備を行うこと、未来への飛躍を実現する人材の育成への取り組みとして、備前市小中一貫教育基本計画をもとに、全小・中学校で英語教育の充実を図り、グローバル人材の育成や備前ふるさと「郷育」を推進すること、またそれらの取り組みを支える環境整備を行っていくこと等について記載しています。

44ページの体育施設では、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会への環境づくりや、スポーツの魅力を生かした地域活性化の推進のためにニュースポーツの紹介や、スポーツ教育の開催、トップアスリートによるスポーツイベントの開催など、スポーツに触れる機会の創出、見る、する、支えるスポーツに周辺観光を組み合わせた旅行スタイル、スポーツツーリズムの推進、老朽化した体育施設の適正運営と計画的な改修等について記載しています。

47ページ、第8章地域文化の振興等では、文化芸術活動、歴史文化の活用と伝統文化の継承について記載しています。

歴史文化の活用と伝統文化の継承では、平成27年度に文化庁から日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」を構成する文化財として認定された旧閑谷学校の世界遺産登録推進等を進めると記載しています。

最後に、49ページ、第9章集落整備では、コミュニティー活動の支援、集落支援員、地域おこし協力隊の配置、定住化への取り組み、ボランティア、NPOの育成等について記載しています。

以上、重立ったところを御説明しましたが、本日いただいた御意見やパブリックコメント、県との協議などにより内容を精査し、2月定例会に議案として提出する予定です。

○平田まち整備課長 空き家の対策について御報告をさせていただきます。

この空き家の問題については、ここ数年来、全国的にも非常に空き家の軒数が増大をしてきているといったような状況の中で、どういった対策をとるのかということが非常に大きな課題となっていたわけですが、昨年5月、国において空き家の対策に関しての特別措置法という法律が制定され、これに伴い今後は各地方でこの法律に基づいて空き家の具体的な対策を進めていくと

いうことになっていきます。備前市でも、平成28年度から順次対策を実施できるよういろいろな形で準備を進めているところです。

まず、対策を立てるに当たり現状把握が必要であるということで、市内全域の実態調査をして、情報整理をした上で、空き家の活用ですとか適正管理といった総合的な対策の計画を立てていくことになろうかというふうに考えています。この調査については、昨年法律施行に伴い国からの補助金が充てられるということになっており、来年度での調査実施に対し補助金の交付を要望したところです。

調査の内容については、どこにどれだけの空き家があるのかを把握するとともに、さらに空き家の状態、どういった状態なのかを把握するという、また調査で得られた情報を地図データとかデータベースによって整理をするという、そういった形の調査になると考えています。

この調査と並行して、空き家の活用の面から、中古住宅の取得に関する補助制度、もう一点、特定空き家、これは特に老朽化が著しいもので危険度の高いもの、景観上、衛生上非常に問題の大きいものを特定空き家という位置づけにしていますが、この特定空き家の除却のための補助制度、この2つの補助制度を創設したいということで今準備をしているところです。いずれも28年度当初予算で要求させていただきたいというふうに考えているので、よろしく願います。

除却のための補助制度については、現在内容を調整中ということで、具体的なものについては今後案ができた段階でまた御報告をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、中古住宅の取得に関する補助制度については、この後、まち創生課から報告をするようになっているので、よろしく願います。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 まち創生課から先ほど御説明がございました空き家中古住宅の取得に対する補助制度の新設について御報告させていただきます。

昨年10月に策定しました備前市まち・ひと・しごと創生の総合戦略において、空き家の流動化を進めるといったこととしています。

本市の空き家の数についてですが、先ほども説明があったように、現状把握というのはなかなかできていませんが、来年度調査を行うということで進めています。住宅・土地の統計調査によると、平成20年の一戸建ての空き家の数が1,480戸、平成25年では2,200戸となっており、平成20年から5年間で720戸増加しています。こうしたことから、空き家の利用促進と定住化を進めるために4月から空き家中古住宅の取得に対する補助制度の新設を検討しているところです。

内容としては、お手元に資料をお配りしていますが、対象者として、当該空き家に居住する者で10年以上定住する意思のある者、市税等を滞納していない者、過去にこの補助を受けていない、暴力団でないことなどを考えています。また、対象物件として、延べ床面積が50平米以上の住宅、店舗併用可であって居住部分が2分の1以上かつ建築後1年以上経過している住宅の取得といたして、補助率は取得額の100分の10、補助額の上限は100万円を考慮しており、10年未満の転売、取り壊しについては、居住期間に応じて補助金の返還をしていただくといった

ことを考えています。

この事業の実施について、28年度当初予算に計上し、4月1日からの実施を考えています。詳細についてはただいま検討中ですが、こういった制度により少しでも空き家の活用の促進ができればということを考えています。

○梶藤まち営業課長 住宅リフォーム助成地域振興券交付事業についての報告をします。

備前市住宅リフォーム助成地域振興券交付事業については、25年度から実施しています。今回御報告申し上げたいのは、27年度までの限度額20万円から限度額を50万円に引き上げるという内容です。お手元の資料の下側の実績表というのを見ていただきたいと思いますが、25年度、26年度、27年度の今の実績の中で、右のほうの対象経費が200万円以上の件数というのが総件数の約3分の1以上になっています。こちらの件数を10%の助成対象工事費の中におさめるために今回20万円から50万円という形で限度額を引き上げようというものです。

予算として、28年度は3,500万円を財政当局と協議してまいりたいと考えています。

○田原委員長 以上で報告事項を終わりますが、委員からの質疑をお受けしたいと思います。

ちなみに、過疎自立促進計画については、突然なので改めて委員会を開くほうがいいかもしれません。パブリックコメント等のスケジュールは、どうなっていますか。

○佐藤企画課長 パブリックコメントはあす、1月8日から2月4日までを予定しています。その間、県との協議は並行して行うということです。

○田原委員長 どなたからでもどうぞ。

○尾川委員 過疎地域自立促進計画のパブリックコメントの方法はどのように予定しているのか。

○佐藤企画課長 市役所本庁——企画課ですが——と、総合支所の窓口に掲示するというのと、ホームページに掲載するというので御意見をいただきたいということです。

○尾川委員 ホームページだけで、ホームページといってもパソコンをしない人も結構いるよ、市民で、御存じのとおり。例えばみんなに配る、市民全員にこれを配るというわけにはいかないと思うが、希望すれば配布するという柔軟な対応というのはどうですか。やはり中身を見ないとパブリックコメントはできないですから。そのサービスをしたほうがいいと思う。何人応募があるかどうか知りませんが。

○佐藤企画課長 パブリックコメントの実施の具体的な方法については、今お話しした内容を予定していますが、委員がおっしゃられることも検討したいと思います。

○尾川委員 あしたから始め2月4日までに、前にも教育大綱で、パブリックコメントの要項というのはある程度決まっているのに、それにもかかわらず、やはり聞こうとするなら聞くスタンスでいかないと、パソコンでホームページを見てといってもなかなか興味がある人ばかりではないわけだから、やはりチャンスをつくっていくということを努めてほしい。もうあしたからやるわけだから。早速希望する人は、どういう広報をするのかわかりませんが、その辺をやってほしいと思う。

○佐藤企画課長 御希望がございましたら郵送ということもあろうかと思いますが、その辺については検討したいと思います。

○川崎副委員長 この自立促進計画の策定案ができるまでにどの程度各種団体とコミュニケーションを交わしたかというのをお聞きしたい、それと毎年各地域での意見交換会という名前でしたか、やっていますが、やはり旧自治体というか、備前、日生、吉永ぐらいで自治会、町内会の役員には全員配って、この期間内でできれば意見なり、ぜひとも論議したいということであればやはりそういう機会を設けることこそ一番大事ではないか、毎年習慣化されたような意見交換会は意見交換会で目の前の諸課題についての話し合いが必要でしょうが、こういう5年間の計画については、やはり備前市がどういう方向に向かうのかという基本的な路線の確定ですから、やはり地域に密着している町内会、自治会との懇談、役員とやる方がいいのか、民生委員を含めたタブレットを配布している各種団体、個人との懇談がいいのか、その辺できるだけやることが、意見を出せと言っても、皆さんがつくったものをぱっと見て、まあこんなものだなといったら終わりだと思います、基本的に、一般市民の意識では。ですから、やはりこういう点は重点だとかというような説明とともに、これに対する方向はいいかどうかということをやはり自治会レベルで聞いていただきたいと思うが、この策定過程ではどの程度そういう各地域、各種団体、産業界含め意見を聴取したのか参考までにお聞きしたい。

○佐藤企画課長 今委員からお尋ねがあった各種団体との意見聴取ですとか、地区の意見交換会というお話でしたが、こちらについてはいずれも行っていないということです。今後については、期間が限られているということもございまして、できればいいですが、できるかどうかというのはここでやりますということはやはちょっと言えないという状況です。

○川崎副委員長 ということは、結局各部署が、トップがしたのか、責任者が誰なのかよく知りませんが、各部署がそれなりの原案を考えて企画課でまとめたという理解でよろしいですか。

○佐藤企画課長 委員のおっしゃるとおりです。

○川崎副委員長 ぜひ1カ月近く期間を設けるわけだから、各種団体、自治会とは基本的な意見交換だけでもやっていただきたいということを要望して終わります。

次に、住宅ですが、非常にいいですけど、私はこの5年間で750戸も空き家がふえる状況の中では、中古住宅補助というのは空振りの可能性は強いだろうと私は思っています。必要ないからどんどん空き家が出ていっているわけで、人口減少に歯どめがかからない限り空振りする可能性があるのも、私は前から言っているように、これはこれでやってみて空振りではなくヒットになるかファウルになるか知りませんが、それなりの価値は認めますが、それよりもやはり人口流出の中では市外から流入してくる方々、前から一貫して私一般質問で言っていますが、そういう方たちに、購入だけではなく借家として借りて改造する場合に、10分の1ではなくせめて5割、50%で50万円か100万円ぐらいの補助金を出さないと空き家対策の解消にはならないという見方をしています。必要ないから空き家になっているので、あえて今住んでいる人が家を購入する場合にはやはり新築の100万円というのが今それなりにヒットしているから、それは

それで若者の定住の上で子育て支援とかということでそれなりの機能をしているが、本当にある程度古くなった空き家を購入して改造するという方は、備前市外へ出て、そこで働き、子育てするために外へ出ていっている状況で人口が減っているわけです。自然減少とプラス就職というか、親を見るとか、いろんな形で、やはり人口流出の原因を食いとめるにはなかなかこれは困難だと、それよりも今いろんな震災とかの中で中国地方というのはやはり地震がないと、気候も温暖だという中で、岡山、中国地方に住みたいという方が移住してきやすい条件づくりという点では、やはり空き家を安く家賃の補助なり、プラス子育てするには改造しなければならないというときに10分の1の補助みたいなリフォームを使うようなやり方ではやはり余り効果が出ていないと思うので、実際、どうですか、リフォーム、転入して1年かなんかたったら使えたんではなかね、市外からの転入の場合にもリフォーム助成20万円、どうだったかというのはちょっと頭にはないですが、私はここで一挙にこういう居住している人が10分の1で100万円出すのではなく、それは出せばいいけど、市外から入ってくる方は率を徹底的に変えてほしいと、50%がいいのか70%がいいのか40%、30%がいいのかよくわかりませんが、やはりそれは今転入してきている方たちの意見を聞きながら補助率は決めていただき、限度は当面財源の面から言えば100万円なら100万円、50万円なら50万円で区切っていただいて結構ではないかという考えをしているが、いかがでしょうか。

○梶藤まち営業課長 リフォームについて、転入された方については、移住目的者がリフォーム完了後に住民登録する場合についてはリフォームも支給しています。補助率については、今の委員の話を受け今後検討してまいりたいと思います。

○川崎副委員長 実際、市外から住宅リフォームを使って入っている件数というのは、実績は今出ていたと思うが、どのくらいありますか。これをやはりふやさない限り、私は人口減少、過疎化はとまらないし、こういう新制度をつくっても空振りの可能性が強いという見方をしているが、どうですか。

○梶藤まち営業課長 今具体的な数を把握していないので、後日報告させていただきます。

○川崎副委員長 すぐわからんのかな、それぐらいのこと。市内の人が何人で何件あってと、ここまでデータが出ていて、市外から移ってきたありがたい方々の人数ぐらい即座に答えられるぐらいが必要な分野ではないですか、空き家対策という意味では。この委員会が終わるまでに出して。

○梶藤まち営業課長 わかりました。市外からの移住者についての数を報告させていただきます。（「平成25年度が2名、26年度が1名、27年度が今現在で3名」と後刻答弁）

○掛谷委員 川崎委員が言ったことは大事だと思う。というのが、空き家を購入しというふうに限定をするのは非常にそれは難しいです。そういう人も中にはいるが、やはり借家、借りるということも現実にあると思う。だから、もうちょっと幅広く考える必要はやはりあると。ニーズ的には、ほかにもあるかもわかりませんが、やはり空き家対策の中の促進事業補助金の中にはそういうものは入れ込むべきだと私も思います。なぜそういうところへ入ってこないのか、検討され

たのか、そこのところ教えてほしい。購入しかないわけですか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 購入と賃貸の場合であっても、そのところへ住んでいる方、それから賃貸であれば大家さんが了解した方、そういった方についてたしか居住する人が了解すれば住宅リフォームの対象にはなりますので、そういった制度を利用していただけだと思います。大家はちょっと違ったかもしれませんが、そこへ居住される方、賃貸でそういった住宅をお借りしてそこで住宅リフォームをされる方については制度の対象にはなります。

○掛谷委員 いやいや、ちょっとおかしいのは、住宅リフォームの関係、助成対象者というのは備前市に住民登録してリフォーム完了後に助成対象、住宅に居住する、要するに備前市に住民登録をして、例えばある空き家をチョイスして借りるようになった、住民登録をした、じゃあこの住宅リフォームで空き家を改造してくださいということが備前市外から来たときにこれを適用するわけですか、またはこの空き家の新しい補助制度の中に借家というものを入れながら、これだったらいろんな条件があるが、極端に言えば100万円までいけるわけです。こっちだったら50万円でしょ。だから、全然、倍から違うわけです。やはりこの空き家対策にそれを持っていくと倍違うわけです。だから、空き家対策のほうへそういうものは持っていかないと効果は出ないと言っているわけです。どちらかと言えば似たようなところもあるが、本当は違うわけです。それを言っている。全然率が違いますので。それはどうですか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 中古住宅を購入して、その後、住宅リフォームをするといった場合についても、住宅リフォームの該当にもなるし、中古住宅の取得といった形で対象にはなるので、該当にはなると思います。

○掛谷委員 だから、どっちを適用するのかという話の一つあるわけです。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 両方適用になります。

○掛谷委員 両方オーケーですか。両方使えるかどうかわからなかったもので、そういう意味では、両方使えますか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 両方使えます。

○掛谷委員 わかりました。ただ、この借家というもの、賃貸か、そういうものはやはり対象の中に入れることは考えていないのか。できるような話もしていたが、はっきり書いていない。

○梶藤まち営業課長 借家人が大家さんの了解を得て、そのもとに改修する場合には対象になります。

○掛谷委員 そういう意味ね。わかりました。解釈の仕方がよくわからん。

○尾川委員 空き家中古住宅の取得で、これ一応文言読んだら個人対象ですね。例えばいろんな各種団体とか、今、具体的に言えば商店街なんか空き家は結構多いです。要するに個人の住宅として使うのではなく、要するに何らかの団体が使っていくという場合に、持ち主は買ってこれとかが結構ある。それにはこれは対象にならないような気がする、そこは検討はされていない、どういう団体かというのはいろいろあると思うが、法人があるし、その団体がどういう位置づけ、団体をどういうふうに制限していくかということはあると思うが、そういう検討はされた

のか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 今回の制度はあくまでも個人を限定としています。あくまでも定住ということを目的としているので、各種団体等については今のところ考えてはいません。

○山本委員 これは今まで使ってきている分のリフォームですから、職員もところどころ変えないようにしてきっちりしなければ、業者のほうがり利口だから、職員がだまされていると言えば表現が悪いかわからないが、見過ごしているところがたくさんある。だから、そこら周りをもうちょっと、書類が出てきたのしか精査できないわけだけど、現場を見たら個々に違うから、その単価が1割出るのがいくらか出る分をたくさん、そこら周りをよく精査してから補助金を出すようにしなければいけない。

○梶藤まち営業課長 委員おっしゃられたように、内容については職員等しっかり精査して補助金の額の確定をさせていただきたいと考えています。

○山本委員 業者からもろうて当たり前になり出したら、もうあんなことは何ぼでもあるわけだけど、そりゃ上のほうまではいかなんだらしいが、もうそんなことが充満してきたらいけないから、備前市はびっちりしているから、監査がしっかりしているからかわからないが、そこら周りをええようにしてもらわなければ、大工のほうがり職員よりよく知っているから、職員はじっと置いとつたらまたそれにつながりができるかわからないけど、ところどころ変わったらいけん。そこら周りは部長のほうがり職員を変えるわけでしょうが。

○高橋まちづくり部長 見積もりの単価では、やはり大工、業者によっていろんな単価の幅があると思います。その辺も、先ほど担当課長が言ったように、ある程度施工実績等、他との見積もり比較をするなどして適正な補助金の執行ができるような形で審査してまいりたいと思います。

○山本委員 そのような感じで、何でもそうじゃけどな、どっどっ言われて、うるせえところだったら舗装でも、そりゃここと問題が違うかわからないが、でえれえ差がある。だからもう職員はこの人が来たらしなければいけないというのではなく、ある程度ぐるりを見て、優先順位がわかるわけだから、ある程度そこらも言わなければいけないわ。強え人が来たらのんでしまうようなのは、今のは極端な例えかわからないが、よろしくをお願いします。

○梶藤まち営業課長 委員おっしゃられましたように、申請については厳密に審査しながら公平性を保って行ってまいりたいと思います。

○尾川委員 空き家の取得について、対象者というのはどういうところをイメージしているのか。どういうところの人に備前市内の空き家を買ってもらおうと思っているのか、そういう想定はどうですか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 備前市へ住んでいただく、住民登録をしていただく、いわゆる居住していただく方を対象としています。

○尾川委員 だから、どこを対象にしているのか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 年齢条件については、今のところ考えていません。あくま

でも備前市に居住していただくということが条件と、空き家の流動化を促進するという目的がございしますので、そういう意味で年齢制限等は設けない方向で考えています。

○尾川委員 最近、備前市内の空き家というか、業者からのチラシが入っているが、ああいう場合は業者ではなくあくまでも個人に、要するに個人が備前市内に住む場合ということ、例えば要するに1軒家があると、備前市内に住んで、もう一軒買うときに、世帯を分けたり住民登録を別にしたりして購入するという方法もあると思う。そういうのは想定をしてないのか、あくまでも一家というか、世帯を分けても、今分けられるはずだから、どういう想定をしているのか。要するに備前市内に住んでいる人が2軒目、3軒目を買うという想定はしてないのか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 いろんなケースがあるとは思いますが。例えば備前市に住んでいて、息子夫婦が独立して空き家に住んで、そこへ住みたいと、購入して住みたいといった場合も該当にはなりましようし、ですからそういった空き家が少しでも、1軒でも解消できればという目的から、そういったケースであっても該当にはなるというふうには考えています。

○尾川委員 要するに今住んでいるところから新しいところへ移って、前のことはチャラと、新しい家を購入して住むという建前的にやったとしたら、それは補助が、金額は上限100万円だけど、その100分の10だから、それはそういうことはあり得るわけ。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 本当にまれなケースだとは思いますが、考えられないことはないと思うが、そういったケースもあるだろうということで、そういった場合でも空き家を購入といった条件に合えば該当にはなるだろうというふうには思っています。

○掛谷委員 今後の運用、4月以降なので今どうこうということはないですが、私ちょっと瀬戸内市のほうを通ったときに、空き家と書いています、何とか不動産に御連絡をと。見て一目瞭然で空き家を売却、賃貸オーケーと、こういうふうに書いているわけですね。いわゆる空き家となったところに対してホームページなんかでやはりそういうのを公開したり、そういう張り紙を大きく張っているわけです。ああ、これ空き家だな、いいなと思ったりもする場合もあるわけです。そういうのは、4月以降ですが、どのようにお考えですか、この空き家対策に対する空き家という問題を。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 それは個人の建物、住宅ですので、行政がそこまでできるのかどうかというのが一つあるかと思えます。それから、空き家ということで明示することによって防犯上の観点から非常に難しい面もあるかと思えます。市としては、空き家の所有者の方から了解を得てというか、申請をいただいて、空き家バンクの登録制度というのがございます。それをしっかり活用していただき、ホームページで公開したり、それから住宅の業者と連携しながら空き家の活用を進めていけたらと、いきたいということで進めているので、そちらの空き家バンクの登録をしていただくように進めていこうということでお願いしています。

○掛谷委員 わかりました。一般の不動産会社との連携とかそういった活用は一切考えてはいないですね、今のところは。どうですか、空き家バンクの関係で。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 空き家バンクにはそういった登録、不動産会社の組合です

か、そういった形と連携していますので、そちらのほうで協力しながら一緒にやっていると
うことで進めています。

○掛谷委員 ということは、もう備前市独自ではそれをしないが、空き家バンクの登録、岡山県
でしたかね、そっちのほうで見てください、やってください、備前市独自ではそういうことはや
りませんと、そっちのほうへぼんと飛んでいきますよと。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 いえ、そうではなく、あくまでも空き家バンク制度の運用
については市ということになりまして、それぞれ不動産の取引の業務、法的な規制もございま
すので、そういったところで関与する場合は不動産のそういった業者との取引、それからそれを希
望しないような個人売買等については、市が直接そういうのに携わることはできませんが、紹介
をすとかといった形で連携しながら……。

○掛谷委員 はい、わかりました。いいです、わかりました。

○川崎副委員長 先ほどは私、市外から転入してくる、移住してくる方たちの立場で補助率を変
えるなりして、金額は50万円、100万円でもいいですが、補助率が低過ぎるという指摘は余り
答えになっていないと思うが、もう一点、空き家の所有者側の、やはり売りたい、貸したいとい
う気持ちを促進できるような補助も考えないといけないと、そうしないと空振りに終わると。と
いうのが、先ほど750戸ふえて2,200世帯あると、ちょっと私パソコンでよく見ていない
ので、空き家バンクというので一体何件登録されているのか、大した戸数ではないという認識が
あるようなないような、実態わかれば発表してください。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 制度開始から71件登録して、今までで30件の契約が完
了しています。現時点ですが、11月末の数字ですが、37件の登録ということで登録がござい
ます。

○川崎副委員長 予想どおり、たしか私もちらっと見たらそういう小規模なレベルでしか動いて
いないと、制度の空回りだと言わざるを得ない状況は何が原因かといったら、やはりこの備前市
というのは地理的に平野が2割しかないという中では、先祖から、また両親、じいちゃん、ばあ
ちゃんが住んでいる土地、家は売りたいと、仏壇もあると、圧倒的です。私日生ですから
日生を中心にしても、もう明らかに若者なりに住んでいただいたらいいなと思うところが、やは
り仏壇及びその他生活用具を入れる倉庫がわりに使っている方が圧倒的です。そういう方た
ちがそういうものを全部整理して、もう仏壇も移して売るなり貸してあげようかと、やはりこ
うい認識になってもわからないと、幾ら呼びかけてもいないだろうし、特に購入ということにな
れば、売り手側が売りたいという意思がない限り、幾ら100万円補助金があるから買いたい買
いたいといっても、買いたい物件が少な過ぎるとやはり備前市ではなく瀬戸内市に行こう、赤穂
市に行こう、和気町に行こうかということになるのが実態ではないかという、それが過去のこの
人口減少と周辺に比べても圧倒的な人口減少率を誇っているという、本当に誇るべきでないデ
ータが堂々と出ているわけで、先ほどの入ってくる側も備前市に入りたいと、売るほうなり買
うほうもやはりこういう補助金が、備前市が応援してくれるなら決意しようかと、相続人が
そういうこ

とを考えていただく契機という意味では、もう少し、単なるリフォーム10分の1で20万円を50万円に変えたとしても、変える必要がないでしょ、倉庫及び仏壇を1年に何回か拜む程度なら。それを何らかの形で親族及び他人でもいいから貸すなり購入してもらいたいと、そのときには固定資産税を安くしたらいいのかよくわかりませんが、それはもう少し全国の例を見ればあると思うので、両方の立場から少し一般的リフォームなり、またこういう購入に限ってというところに100万円出すという何か目玉商品の気持ちはわかるが、実際は今言うた37戸のバンクのうち1割の3軒か5軒か10軒か知りませんが、それはそれで売れてそれなりの制度の運用にはなるが、2,200戸ある空き家バンク全体から見れば微々たるものでしょ。かけ声で問題意識を持っていることとやっていることが余りにもかけ離れているという実情に陥るということを危惧しているわけです。ですから、もう少し本気で借家で借りた場合でも、借家人に対する補助と、提供する家主の気持ちが少し変わる、空き家を整理しようと、仏壇を移そうとか、荷物を移そうという意識のための援助、そういう意味では移転費用か何か違う形での、リフォームでもない、購入でもない新しい補助というものが必要なかどうか、所有者側の意見をやはり2,200戸全部にアンケートでも出して聞いてから具体化する必要があるのではないか。そういう2点を指摘したいと思います。決してこういうものが悪いとは言いませんが、実際として機能しないだろうと。私は、この10年、20年の備前市の動き、日生の動きを見る限り、自信を持って言わざるを得ない、それを打開する大ヒット処方箋はないと、今の実情では、これをしたとしても。もう少しこういうお金を、何千万円かける予定なら、所有者なり移住者が備前市に来ようと、住みたいと、体験だけではだめです、余りにも補助率が低過ぎます。やはり今は農村や漁村には就職なりそこで漁業、農業についたらもう100万円、高梁市は結構大きかったですかね、定住かなんかで300万円というような。全国、ヨーロッパでも30万以下の都市に若者が起業するなり定住する場合には相当、国レベルで違いますが、補助金が出ているケースもあるようですから、やはりそういうものを見習って、先進的に見習って、国、県どこでもいいですから、その具体化が私は必要だろうという問題提起だけしておきます。案を考えていないので、答弁はないと思いますので、よろしくお願いします。

○田原委員長 ちょっとかわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 田原委員。

○田原委員長 先ほどの件と関連するが、若者が出ていくには、やはり駐車場がない、車が見つからないというようなことで出ていかざるを得ないというようなケースもあると思うが、要するに買いかえです、要するに今家は持っているが、空き家のところへかわりたいというような、先ほど世帯が2つに分かれるのは合法だということになったわけですが、買いかえの場合も適用になりますか。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 オーケーだというふうに。

○田原委員長 わかりました。

○川崎副委員長 かわります。

[委員長交代]

○田原委員長 石原委員。

○石原委員 自立促進計画ですが、計画やら戦略やらがもう乱立してという状況で、それからきっちりと問題点等も把握もされているし、対策としてそれぞれの項目に数点ずつですか、上げられていますし、そこの優先順位をしっかりと、一遍に全部できたら申し分ないでしょうが、優先順位のつけ方をしっかりと見きわめていただきたいというふうに思います。

それから、空き家に関する補助制度、リフォームに関して、現段階ではまだ案でしょうが、この案がこういう委員会で開示されたということについて本当にきょうまさしく委員会が開かれてよかったというふうに思います。もし委員会がなければ恐らくいきなり当初予算のときに提案という形になっていたと思うので、きょうのかんかんがくがくもしっかり範疇に入れて御検討いただければと思います。

それから、空き家中古住宅の取得に関して、まだ案のようですが、こちらの一番下、見直し期間、もし仮に始まったとして3年後ということになっているが、これは何で3年後、何か決まり事があるのか、こういう補助制度の見直しというのは。別にもうちょっと早いスパンで見直しはされたらと思うが。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 短いスパンということもございましょうが、ある程度一定期間を置きたいというのが一つと、若年者の新築の住宅の補助金とか夫婦世帯も家賃の補助金、そういった事業についても一応3年間で状況を見てみるということにしているので、そういったほかの制度との整合性もあり、3年というスパンで見直しを考えていければというふうには思っています。

○石原委員 先ほど御答弁でこちらについては、年齢制限は設けない予定とのことでしたが、これで年齢制限を設けないのであれば、今、今年度から始まっている新築のほうの、それから家賃補助、あれが40歳でしたか、そちらの見直しというか、40歳が果たしてどうなのか、45歳でもいいのではないかと、50歳でもということも考えるが、新築、家賃補助については、そちらの見直しというのは3年間ですか。3年間は現状のままいくということですか、ちょっとこれからは離れるが。

○中島人口減対策監兼まち創生課長 あくまでも新築については若年者と、若者を定住していこうということが趣旨、今回の中古住宅についてはあくまでも空き家の流動化の促進という目的がございしますので、それに応じて3年間で制度の運用状況、それから実績等、そういった効果を十分検証しながら見ていきたいというふうには思っています。

○石原委員 空き家に関して、先ほど整備課長から御答弁、御説明がありましたが、こういう再利用ができる空き家ではなく、老朽化した傷んできている空き家に対しての対策、前々回でしたか、同僚議員の一般質問にもあったとは思いますが、先ほどの御説明で28年度からそういう空き家全般に対しての調査を国の補助を受けて行うということではよかったですか、確認です。

○平田まち整備課長 御理解のとおりです。28年度で予算要求をさせていただきますので、もしそれをつけていただければ28年度中、できるだけ早い時期にその調査を委託で発注したいというふうに考えています。

○石原委員 その調査によって、いよいよ老朽化した特定空き家ですか、危険度も増したような、というのが特定をされて市による代執行であったりというのが可能になるというふうに捉えていいわけですか。

○平田まち整備課長 これもまた御理解のとおりです。調査の中で空き家の状態を判定して、特定空き家、特に傷みのひどいものについては特定空き家ということで区分をして、それ用の対応をしていくということになるかと思えます。

ただ、除却の補助については、これもできれば年度当初から実施をしたいというふうに考えているので、本来なら調査をして、その調査をもとに計画を立てて、それに基づいて補助制度等も実行していくということになるが、近年非常にいろんな形で空き家についての情報提供だとか苦情、要望といったことが多い中で、できるだけ早急に対応を考えたいということで、この除却の補助制度についてはちょっと先行して年度当初からできればしたいというふうに考えています。

○石原委員 こういうリフォームであったり取得に対する補助のみならず、さっき言われた危険を除去するほうの補助制度もしっかり御検討いただいて、あわせて進めていただきたいと思います。

住宅リフォームですが、今年度が3,500万円でしたか、補正予算もあわせて計上されていたと思うが、こちらも見直しとしてこのたび上限額の引き上げということですが、対象となる工事が多岐にわたって網羅されていると思うが、対象となる工事、恐らく内装であったりというところが中心と思うが、水回りであったり外構、庭とかそういう部分は除外すべきだと思うが、排水等の部分で何か対象から外れている部分が多いというようなお話をお聞きしたわけですが、そういう対象工事の内容なんかも検討されて、来年度分から変更はあり得るという捉え方によるのでしょうか、リフォームについて。

○梶藤まち営業課長 今委員おっしゃられたように、外構とかの部分についてはこのリフォームに現在のところ入っていません。今後、いろいろ話を聞く中で、そういう部分も必要ということがあれば柔軟な対応というのも考えられると思います。

○石原委員 何もかもというわけにはいかないでしょうが、柔軟な配慮というか、考慮をもって対象も決定していただければと思います。

それから、上限額がここで引き上げにはなっているが、助成の対象工事がとにかく50万円以上の工事に対してということなので、助成対象工事の金額ですね、50万円以上というところも、例えばもしかしたら30万円以上でもいいのかもしれないですし、この費用についても御検討いただきたいが、いかがでしょうか。

○梶藤まち営業課長 委員おっしゃられる30万円以上でもいいのではということですが、今後検討してまいりたいと思います。

○石原委員 よろしくお願いたします。

○川崎副委員長 ちょっと関連で、たしか高齢者の福祉住宅改造が金額は忘れましたが、やはりそれとの対応でうまく連携できるように、今30万円言うたんだけど、私は20万円とか、福祉で使える限度額も適用というか、何かその辺をうまく矛盾のないようなところまで下げていただいて、私の親族でも夫婦でお互い老老介護できないということで、もう遠くの娘のところへ行ってしまうと年賀状が返ったというケースもある。そういうことを考えると、少しでも自立してできるような快適な高齢者ができる意味では、その住宅福祉の上から即住宅リフォームが適用になるような、上限を上げることも必要だが、小規模でトイレ改造、階段の取っ手、その他廊下の段差をなくす、玄関の段差をなくすとか、庭の道路からの自分の玄関までを全部落差をなくすとか、やはりそういう柔軟性を持って少しでも高齢者の方も長年ふるさとに住んでいただいて、仕方なく介護のために息子、娘のところへ移住せざるを得ない方が少なくなるような配慮もできるような内容に金額の引き下げはぜひ必要だと、石原委員が言ったとおりで、上限を上げることも必要だけど、下限がなぜ50万円かといったら理屈はないでしょ。もっともっと下げて需要に応じたような基準の引き下げによって運用がしやすい、利用しやすいものに変えていただきたいということを要望しておきます、以上、よろしく。

○梶藤まち営業課長 先ほど川崎副委員長から御質問のありました市外からの移住者についてですが、平成25年度が2名、26年度が1名、27年度が今現在で3名でございます。

○川崎副委員長 はい、ありがとう。

○石原委員 もし2件の案件が認められれば、備前市は多分、他市の追随を許さないぐらい住宅に対しての補助制度がかなり充実される、新築を建てても上限100万円、賃貸で借りても上限5万円ですから、家賃、それから中古住宅を取得しても100万円、それからリフォームに対してもということで、恐らくどこにも負けないぐらいの住宅政策じゃないかなと。あと……。

〔「そんなことはない、もっといいのある」と呼ぶ者あり〕

あるんですか。これは、PRと周知が、せつかくある制度を市内、市外に向けてしっかり、せつかくの制度が始まろう、また改められようとしているので、その部分をしっかり前面に打ち出して、それからあと加えてせんだつての議会でも調査費用も計上されて市の宅地の整備も進もうか今検討されているということで、かなり手厚い形で住宅政策が進んでいるようなので、しっかりその中身の検討もお願いしたいのと、しっかりPR、周知も徹底してがんがん宣伝していただきたいと思います。

以上です、要望です。

○田原委員長 要望でよろしいな。

それでは、質疑を終結して休憩にしたいと思います。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○田原委員長 休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。

先ほどの報告事項の過疎地域自立促進計画については、パブリックコメントが2月4日まででしたか、その直後ぐらいにできるだけ委員の意見も反映していただきたいということも含めて委員会を計画したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、閉会中の継続調査事件についての審査に入ります。

***** 財務管理についての調査研究 *****

まず、財務管理についての調査研究ということで、先般ありました旧アルファビゼンに係る債権について、監査結果も報告されたようなので、その辺のことについて審議に入りたいと思います。どなたからでも何か御意見がありましたらどうぞ。

○石原委員 年末、マスコミ報道もなされ、監査結果が公表されましたが、それを受けて市長のコメント等も掲載されていたが、まだお正月挟んで間なしということですが、何か動きがあればということと、今後の市としての現時点でのお考え等、御説明できるところがあればお願いします。

○藤原総合政策部長 石原委員のおっしゃられるとおり、監査を受けてから、年末年始を挟んで、実質4日間程度の期間しかありませんので、まだ動きとしてはございません。市長が申し上げたとおり、監査委員の勧告内容を十分吟味し今後の対応を慎重に検討したいというふうにお答えしていますが、今のところはこれからどういうふうに対応していくかというのを慎重に見きわめていきたいというふうに考えています。

○石原委員 従前からの御説明にも再々出てきたが、弁護士との間で当時交わされた覚書の中身等についても、その実効性について検討されているということですが、引き続きその弁護士との間での協議というのはまだ行われているのでしょうか。

○藤原総合政策部長 ここで改めて監査委員の意見書が出たということで、この内容も含めて今協議をしている途中です。

○石原委員 かなり厳しい内容の監査の勧告が出ていたと思いますので、しっかり真摯に受けとめていただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ちょっと一言。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 かわります。

○田原委員長 弁護士との協議、意見を聞くというような話をたびたび一般質問、また意見等で聞かせてもらうわけですが、弁護士との協議は債権者としての協議をしているのか、債務者としての協議をしているのか、下手をするとこれ自体が監査請求の対象になるので、やはり市は市の財産を守る、市の財産をしっかり請求するという意味の弁護士との協議に取り組まなければ新たな監査請求対象になるので、そのあたり誤解、とり違いのないような協議の仕方をしてほしいと思う。そのあたり大丈夫ですか。聞いている意味わかりますか。

○藤原総合政策部長 その質問については、さきの委員会でも田原委員おっしゃられたと思います。あらゆる角度から考えられる範囲で検討していきたいというふうに考えています。

○田原委員長 特に4年前はやはり時の行政当局はそれなりの判断をされたわけですから、それが擁護できるような協議をするべきだと思いますので、そのあたり十分気をつけて対応していただきたいということをお願いしておきます。

○藤原総合政策部長 慎重に検討してまいります。

〔委員長交代〕

○田原委員長 ほかになければ次に移りますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

***** 公有財産についての調査研究 *****

公有財産についての調査研究に入りたいと思います。

市庁舎の問題について。

先般、早急に結論を出すためには議員全体で協議する場がいいのではないかとということで特別委員会設置ということで議運のほうへお願いしたわけですが、もう少し所管の委員会で推移を見守るよということになったようですので、再度取り上げてみました。この件についてを議題とします。

その後、当局から何か進展があれば。

○藤原総合政策部長 さきの委員会でも新築、改修、移転等含めてしっかりと検討してほしいという意見をいただいていますので、今もしっかりと検討中です。この前も申し上げましたとおり、案ができれば総務産業委員会にまず報告をさせていただきたいというふうに考えています。

○掛谷委員 もう2月の終わりぐらいには次の議会が始まって当初予算ということになります。お聞きしたいのは、今後のスケジュールの中で意見聴取会を、第2回がまだ開かれていない、その前に議員を優先にした案ができれば議員、その後に意見聴取会、優先的にはそういう形になると思うが、それがこの2月議会までには出されていこうとされているのか、未定なのか、そのあたりの今後の予定についてはどうでしょうか。

○藤原総合政策部長 今しっかりと検討しているということですので、その検討内容が早く終結できれば年度内には報告できる可能性もあると思いますが、内容によっては、いろんな意見をいただいているので、構造的な問題、そういったこともある程度解決をしなければだめだと思いますので、今回の案についてはかなり詳しい計画等になると思いますので、その辺、いつまでに報告ができるかというのは今の時点ではちょっと難しいかなとは思っています。ただ、早急にならなければならない問題だというふうに考えています。というのが、合併特例債が31年度までしか使えないということになるので、期限は限られていますので、できる限り早急にはやっていきたいというふうに考えています。

○掛谷委員 逆スケジュールからいえば、平成32年3月末をもって合併特例債がもう使えないとなりますと、アルファに例えば移転が決まったとしても、大工事ですから、最終にぎりぎりの

ところはいつまでに決めていかなければいけないのでしょうか。決定をする最終のところは。ここまで決めなければできませんというのはどうですか。

○藤原総合政策部長 設計等の期間も必要だと思いますので、この日までというのはちょっと難しいところがあると思うが、28年度の前半ぐらいまでには方向性は決めていきたいというふうには考えています。

○石原委員 先ほどの答弁で、計画の具体化の検討というか、内容を今というところのお話だったが、その具体化をしている計画というのは、アルファについての計画を具体化されているのか、さっき言われた新築、改修等も含めて検討していくということで、その新築に関しても我々、また市民の方に提示できるような形で検討がなされているのか、今計画の具体化という作業はどういう部分でされているのかというのをお聞きしたい。

○藤原総合政策部長 今はアルファビルへの移転に関して何案か考えている途中です。新築についてももう少し具体的な、こういう場所へ新築すればどれぐらい、今の場所へ新築すればどれぐらい要るのかというような、この前はかなり大ざっぱな試算でしたが、もう少し具体的な内容でお示しできたらというふうには考えています。

○石原委員 具体化すればするほど作業、業務を委託したりということも必要なのかもしれませんが、しっかり比較検討ができる状況で進めていただきたい。それから、議員個人的には、この真正面に見えますが、あのビルへの移転には賛同いたしかねる気持ちは変わっていません。せんだっての議会で市長に向けて一旦白紙撤回をしてゼロベースから再検討を求めましたが、市長の御答弁としてはあくまで方針としてはアルファビルへの移転ということ掲げていくということ、それから市民の皆さんにより広く意向を伺うためアンケート等の御提案もしたわけですが、現状ではそこまでは考えていないということで、正月明けから私も市民のもとを訪れ御意見をお伺いに回って、次の議会でどの程度まで広い意見をいただけるかわかりませんが、具体的な形で市民の意見として集約してお伝えをしたいというふうに思います。

今ありましたが、第2回の市民意見聴取会の開催の見通しというのは現時点ではいかがでしょうか、時期的なところは。

○藤原総合政策部長 議員の皆様にお示しして、ある程度了解というか、そういったものがいただければ聴取会を開催したいというふうには考えています。

○石原委員 3つの手法を検討する際に、新築、改修、アルファへの移転、その比較検討をする際に、やはり新築、また改修のほうが不十分な状態で提示されると、また前回と同様のような形で、結局はもう市庁舎問題全体がおくれにおくれて、31年度末というのがもう決まっていて、結局何かもう間に合わなくなったり慌ててという形も想定されるので、比較検討がしっかりできる形での情報提供を求めて終わります。

○山本委員 アルファ反対の人もおるし、賛成の人もおるし、いろいろじゃろうから、新しいところをするんだったら備前市と吉永町と日生町との合体でだったら中心地の伊里へ新築をぜひ持っていくようにしてください。要望です。

○田原委員長 要望でよろしいね。

○山本委員 はい。

○田原委員長 かわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 田原委員。

○田原委員長 先ほど石原委員の意見と重なると思うが、執行部は当然アルファ移転という、アルファリフォームということが前提の案だと思うが、撤回していないわけですから、それでもやはり議会の雰囲気、3分の2条項、議会の雰囲気を含めて難しいというふうに私も予測されるわけですね。そういう中で、終わりが決まっているわけで、何らかの方向を早く決めないといけないので、あくまでもそれに固執するのではなく、せつかくここまで延ばしているのであれば、庁舎の耐震化、また現地向への建てかえ、また先ほど山本委員からも出たような新しい場所の検討とか、そういうことも含めた形での意見聴聞会、また議会への案を示してもらわなければ、もうタイムリミットがこれだということで執行部案を押しつける、そうするとまた議会での混乱もあるので、やはり計画が出る前にしっかり議論ができるような案を早急に示していただきたいと要望しておきたいと思っております。おくれついでと言えれば失礼だが、やはりしっかりと案を練って、コンクリートされたものではなく、ゆとりのある市民なり我々の意見が組み入れられるような案として出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤原総合政策部長 先ほどからも申し上げていますが、比較検討がしっかりできるようなものを御提示したいというふうに考えています。

○田原委員長 部長の任期も限られていると思うが、後顧の憂いのないような、一市民と返っても憂いのないような案を示していただきたいということを要望しておきます。

○川崎副委員長 かわります。

〔委員長交代〕

○田原委員長 ほかに。

○川崎副委員長 先ほどは3択のように新築、移転、改修ということですが、ここの土地のスペースからいうと改修というのは非常に難しいと、別のところへプレハブを建ててというとなすます駐車場がなくなるし、アルファに仮移転ということもあるでしょうが、結構費用がばかにならないと思うので、そういうことを考えると改修というのはほぼ無理だろうと。そういうことになると、新築かアルファへの移転ということになるが、それがどうしても特例債を使って、31年3月、31年度末といえれば32年3月だし、どちらかな、答えていただきたいが、どちらにしろもう28年ということになると丸4年あるかないかという中で、私は移転、新築及びアルファへの移転ということになれば、ここをどうするのかというのもやはり同時並行で、活用するのか潰して売するのか、それとも別のすばらしい何か公共施設にするのかどうか、そういうことも含めて同時並行で、ここがもう全く価値のない土地ならほっておけばいいわけですが、やはり片上という中での中心地に近い場所ですから、どういう活用がいいのかということも同時並行で考えていた

だかないと合意納得の材料にしにくいと。ただ移転だけと、あとはそれから考えますというのではなく、同時並行でここをどうするかということも新築も移転の場合でも考えていただくことが私は市民の同意を得る上では必要なことと、お忙しいでしょうけど。逆に言えば、特例債を使わなければ本当にあらゆる、議員報告会でもそんな移転に10億円も使うなら各公共施設を耐震化して安心して住める備前市にしてほしいという率直な市民の気持ちが出ているので、私も何もばたばたする必要はないと。特例債を使ってそれなりの公共施設をどんどんつくって、新庁舎というのは移転も含めて31年度以降の若手議員に、そのころにはもうお古は皆おらんようになるときが目の前に来るわけですから、若手議員の中で新築問題を考えてもいいという気がしている、私は。何で合併特例債、特例債というてやあやあ言わなならんのかと。それが使えるのは庁舎移転だけではないだろうと。例えば立派な図書館だって特例債が使えるようですから、それと同じように立派な公共施設というのは庁舎だけではないと思うので、そういう発想もあるということをも基盤に置きながら、3択より2択だろうと、2択の中で考えるなら考えていただければ、急がば回れではないが、ろくな案ができないのであれば、流れるばかりの案であるなら、もう31年度以降にさせていただいて、私らがやるべきことをもっと、議員としてやるべきことはあるのではないかとこの方向で頑張らせていただくほうがいいという考え方も持っているから、必ず31年度末か31年3月か知らないが、やらなきゃならないというのは執行部の気持ちかどうか知りませんが、必ずしも議員はそう考えていないから反対が多いと思います。いかがでしょうか。

○藤原総合政策部長 合併特例債については、さきの議会でも申し上げましたが、平成31年度までに、現時点ではですね、平成31年度末ですから平成32年3月31日までに完成をしておく必要があるということです。

跡地問題については、これも意見聴取会でも同様な意見をいただいているので、今も跡地問題については部内で協議をしているところです。

○川崎副委員長 だから、移転なり新築、どういう案が出てくるか知りませんが、同時並行でこの跡地問題も提案できる具体的なものとして提案されるのかどうか、これが移転なり新築にしても、それだけでイエス、ノーではなく、ここはこういう活用があると、だからぜひ新築か移転したいと、説得力がより出てくると思うので、検討しますが先に移転、新築が先で、ここについてはまだ検討中で案が出されませんということでは、余りいいことにならないという問題提起なので、ぜひ同時並行で発表できるときにはここについてもどうするかぜひ出していきたいと、そういう中でこそ賛成、反対というのがはっきりすると私は思います。よろしくお願ひします。

○石原委員 比較検討の資料の中で、新築の場合というところで、これまで執行部で27億円から30億円という説明、それからアルファであれば概算で10億円ということで、せんだっての一般質問でも申し上げたが、高梁市の事例で言いますと約27億円ですが、そこには旧庁舎の解体から新たな駐車場整備の費用から移転の費用から詳細設計の費用も全てを含めて27億円ですので、そこだけを比べると全くもって比較にはならないと思いますので、しっかりその辺も並べ

て比較できる金額面でも情報提示を求めたいと思います。

市民の方とお話をする中で、私が聞く市民の方だけかもしれませんが、圧倒的に多いのはこの東、今の福祉事務所のあたりへ高梁市のような新庁舎を新築して、それから現庁舎を駐車場にというようなお考えの方が圧倒的に多いということを現時点でお伝えをしておきます。

これは質問ですが、川崎副委員長もおっしゃいましたが、合併特例債というのが見た目ではと見れば交付税算入ということで大変有利なものと思えられるが、実際、合併特例債を活用するというその本当のところは本当に有利ですか、合併特例債というのは。あの額面だけ見れば当然有利ではあるが、あくまで交付税に算入ということだけなので、果たしてどうなのかという思いがあるが、現時点でのお考えは。

○藤原総合政策部長 当然、附帯設備等も含めて、あるいは維持管理費、今後の維持管理費がどうなるのか、そういったところも含め比較検討できるようなものにしていきたいというふうに考えています。

それから、福祉事務所のあたりに新築をということですが、これも一つの選択肢の一つだろうというふうに考えています。

合併特例債については、今の起債の中では非常に有利な起債であると言えます。基準財政需要額に7割が算入されると、充当率も95%ということで、当面の一般財源は5%で済むということになるので、非常に有利な起債であるということには間違いがございません。また、実質公債費比率を算入する上でも30%しか算入されないの、率としてはたくさん起債を借りても余り上がらないというメリットもございます。ただ、起債は起債ですので、毎年度の元利償還というのはそのもの実額を払わなければならないので、そのあたりは財政的に注意していく必要はあろうかと思っています。

○石原委員 昨年9月議会ですか、8月臨時議会でしたか、議会としての総意で告訴を求めて、その後、市から告訴がなされましたが、あの事件に対しての捜査については何か動きはありましたか。いかがでしょう、その後。何か把握されていることがあれば。

○藤原総合政策部長 捜査状況については、捜査上の関係なので一切こちらのほうには入っていません。

○田原委員長 かわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 かわります。

○田原委員長 先ほど現地での建てかえという話があったが、私もその件について、1次建物とか、その期間中の問題についてちょっとアルファを仮にというような話があったが、私はそうではなく、日生庁舎もある、水道の庁舎もある、吉永もありますし、机さえ運んで若干の電話等の移転、その他はあるが、余り金をかけずに仮庁舎は最小限でできる方法もあるので、現地というのはそれなりに地元の人、また歴史的なこともあるので、やはり現地の建てかえというときにはそういうような仮設庁舎の費用が安上がりでできるような方法もあるので、その辺の工夫も

してほしいと。合併した町はそれぞれの旧庁舎をそのままそれぞれを利用したまちづくりを新庁舎ができるまではしているケースもあるので、そういうケースも参考にしながら、現庁舎での新築ということも大いに検討していただきたい、提案しておきたいと思います。

○川崎副委員長 いかがですか。実際、この本庁舎の人数が日生、吉永、水道に移って全部移れるのかどうか。移れるのならここをそのまま耐震化するというのも可能だと思うので、ちょっとその辺含めて答弁をお願いします。

○藤原総合政策部長 余り分散すると市民の方もお困りになられる可能性もあるので、そのあたりとのバランスにはなろうかと思えます。新築する場合にどういった方法で経済的に安くできるか、そのあたりは今後また部内で慎重に考えていきたいというふうに考えています。

○田原委員長 要するに、全部を潰してしまう必要はないわけで、最小限の建設できるスペースを確保して、そのスペースに支障のあるところだけを、短期間ですだからね、1年か1年半かぐらいでしょ、市民の人には若干不自由はかけますが、現実にそれぞれの合併したところを分割した庁舎として使っている例もあるので、市民に不自由のないような工夫をしながらいけば、やはりこの片上地区の人の同意も得やすいし、地域的にもいいというようなことも考えて、最終的にアルファになるならもうしょうがないかもしれないが、こういうような方法もあった、こういう方法もあったといういい提案を、比較検討する案を出していただきたいという要望です。

○川崎副委員長 答弁は。

○田原委員長 いや、もう意見ですから。地盤が低いのであれば1階を駐車場にして、中2階あたりから玄関にするとか、いろいろ工夫をすればいい案も出るんじゃないですか。考えてみてください。これは提案ですから。

○川崎副委員長 かわります。

[委員長交代]

○田原委員長 委員長にかわりました。

○掛谷委員 1件確認をしておきたいことがあります。AからEまでの5案が示されて、それはあくまでもアルファへ移転したときの案であると認識しています。恐らく執行部もそういう認識だと。ですから、今の状態はアルファへ移転をしたときにはこれだけのAからE案があって、これをもうちょっと細かくきちんと精査していきたいというのが今のメインのお話かなと認識している。片や、新たなところへ行く、新しい移転先を、伊里のほうへ行くような話もあつたり、現庁舎を全部潰すのか、現庁舎を活用してやれというような話もありました。ちょっと言いたいことは、AからE案をあくまでもベースにして新たな案も取り入れたものを提示されていたのか、いや、それはちょっと後ですと、あくまでもアルファのA、E案をこれで先にやって、同時に今新しいところへ行くという案も一緒に出してこられるわけですか、現実には、それ確認しておきたい、皆さんいい意見があつて。

○藤原総合政策部長 比較検討するということですので、当然新築の場合、現庁舎を改築耐震する場合、アルファビルへの移転も含めて、この3案、基本的には3案、改築の場合は、皆さんか

らいろいろ御意見いただいていますので、その御意見を踏まえたものが何案か出てくると思いますので、選択肢はかなり広がってはくるというふうに思っています。

○尾川委員 地元の者とすればスタンスをはっきりしてもらわなければいけない、まず。それがぐらぐらして、意見聴聞会だって本当にアルファにしようとしているのか、アルファの後どうするのならばという問題もあるわけです。それを含めて説得していくということ、それであっちこっち皆それぞれ議員も意見を出すわけだから、どうまとめていくのかということ、まとめ方です。そりゃもう多種多様だから。地元の者は地元に残ってくれというし、建てかえでもええわ、アルファでもええわというと思う。伊里の人は伊里に持ってこい、日生の人は日生持ってこい、そういうことになったときに、やはり意見をどうまとめていくかということ、慎重にやって、あなたたちのスタンスがぐらぐらして何がしたいのかというのが見えないわけじゃもう、わしが見よったら。そこまで言ったら失礼だけど。意見聴聞会を傍聴してみて、何を考えているのかなと、ごり押しで押さえというわけではないよ、説得するのは説得する、理由をちゃんと明確にして説明していかなければ、いろんな意見が出てどういう処理をされているのかそこまですべて情報公開せえとは言わないが、いろんな課題がずっと出ていたと思う。恐らくそっちでいろんな課題を箇条書きにしたりそれなりに対応、1次的対応、2次的対応、3次的対応、できませんとかいろんな選択肢でやってきていると思う。当然だと思う、課題だから。そんなことをどうやって市民に、まあ100%納得はしてもらえない、議員の議決でもあれだけ割れるわけだから。でも、ある程度、歴史的ないろんなものを踏まえて、アルファの跡地をどうする、アルファをどうするか、それから今までの経緯でここへ市役所ができた経緯とか、いろんなことを踏まえて、そっちがやはりきちっとした案を出して、そりゃこっちに今出せっていえば皆出すわ、あっちこっち、あっちがええ、こっちがええって、それで勝手に個人が意見を聞いてくる言いよんじゃろう。そんなことをしたらもうわんわん蜂の巣をつついたようになるだけだから。隠せとか、ごり押しせえとか言うんじゃない。それはやはり担当者がもう少しきちっとどういうふうに意見を取りまとめていくかということ、ただ市民がある程度納得する、個人が皆集めよんじゃろう。反対する議員が反対する意見をとってきよんじゃから、何でも言わあな。何でもありじゃ、そりゃ。そんなことしよったらまとまんよ、何でもそうじゃけど。最後は多数決じゃ、やはり民主主義というたら多数決だけじゃねえからな。わしが言わんでもええけど。もうちょっとその辺の対応、意見を取りまとめていく方法をきっちり慎重にやってほしい。皆持ってくるわ、支持者が1,000人から皆それぞれおるわけだから。意見を出せ、出すわ、そりゃ。それをもってかんかんがくがかき回しよったらもうまとまるものか。どうまとめていくかということ、やはりきちっと、意見をどうまとめるかということ、考えてもらわなければいけないと思う。ちょっとその辺の意見を聞かせて。

○藤原総合政策部長 市のスタンスとしては、基本的には、もう議会でも申し上げているとおり、アルファビルへの移転というのが庁議の決定事項ということですので、基本的なスタンスはアルファへの移転というのがメインにはなつてこようかと思えます。それに対して、いろんな案

をお示しした中で、新築、それから現場での耐震改修、これらも含めて比較してどうでしょうかという御提示になろうかと思っています。

○石原委員 先ほど委員の御意見もあったが、できるなら無作為に全地域に及んで市民の声を一回聞いてみられたらどうか。僕らもあちこちでお話ししてアルファにもう決まったんじゃないと言われる方もいるし、もう全く関心のない方もおられるが、一つの提案として、広い範囲で、住民投票までいかないですが、無作為にいろんな年代の方から御意見をいただくようなこともあってもいいと思う。結局さっき言われたように議員の中、議会の中でも意見は分かれるわけですし、市民の聴取会においでいただく方の中にもいろんな御意見あるし、広い範囲で一回アンケートでもして、それも一つ大きな参考として捉えられたらというのを、前回は提案したが、市長はその考えはないということで、一つ大変有効な方法ではあるとは思いますが、そのアンケート。市民の声を伝えるのが僕らの役割ですから、その役割を果たすべく発言はしているが、もっと広い範囲で現実を受けとめられる方法は無作為に抽出した2,000人ほどぐらいを集められて分析検討されたらと思うが、これも提案です。

〔「その方法を考えと言っている。住民投票か何か。執行部が考えと言っている」と尾川委員発言する〕

アンケートも含めて大変有効な方法ではないですかということで、市長はああおっしゃいましたが、執行部で検討をしっかりといただきたいということを要望しておきます。

○田原委員長 要望として。

大体そんなところだと思うので、今部長に押しても引いてもそれ以上のことは、今とにかくいい案を考えたい、提案しますということなので、私とすればむしろ特別委員会でこの委員会より議員全体で検討すべきではないかと思いますが、それもまた次回にしたいと思います。

○山本委員 それは何でできなんだわけ、わしはできとんか思いよった。なんでそんなことを言ったわけ。

○田原委員長 私は結論が決まっとんじゃから委員会でもまた本議会でもめることになってはいけないので、議員全員、例えば副議長が特別委員長になって、議員全体で議論をして、そこで出たことが議会の結論というような会にしたほうがよからうかということで提案させていただきましたが、時期尚早ということだったみたいで差し戻しになったようです。ですから、この委員会の責任は重大だということになろうかと思いますが、しっかり議論していきましょう。

○山本委員 投票はまだしてないからな、あそこへ行くのがもう行かないようになったというんじゃないし、まだ賛成、反対はしてないからな。だから、いろいろどこでも、畠田へ行こうと新庄へ行こうとみんながええ言うたらしょうがないけど。

○田原委員長 時期的に大変で、来年市長選挙もある時期でもあるし、なかなか難しい結論になろうかと思いますが、慎重に検討しましょう。

それでは、委員会を閉会します。

午後11時38分 閉会